

亀山市健康経営普及促進に関する協定書

亀山市（以下「甲」という。）、亀山商工会議所（以下「乙」という。）及び全国健康保険協会三重支部（以下「丙」という。）は、亀山市内における事業所等への健康経営の普及促進をするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力を行い、健康経営の普及促進の取り組みを一体的に推進することにより、亀山市内事業所等の従業員の健康増進を図り、もって「緑の健都 かめやま」の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1） 亀山市内の事業所等への健康経営の普及促進に関すること。
- （2） 亀山市内の事業所等の従業員の健康づくりの推進に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了1か月前までに、甲、乙及び丙より終了の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲、乙及び丙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和6年2月21日

甲 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市

亀山市長



乙 三重県亀山市東御幸町39番地の8

亀山商工会議所

会頭



丙 三重県津市栄町4丁目255番地

津栄町三交ビル

全国健康保険協会三重支部

支部長

